

第 3 5 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 2 年 6 月 1 日 (火 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 6 月 1 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日)

議 事 日 程

- | | | |
|-------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 1 | 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 |
| 日程第 2 | 2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第 3 | 3 | 広 報 特 別 委 員 会 視 察 研 修 委 員 長 報 告 |
| 日程第 4 | 第 1 号 議 案 | 宍 粟 市 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て |
| 日程第 5 | 第 2 号 議 案 | 宍 粟 市 固 定 資 産 評 価 員 の 選 任 に つ い て |
| 日程第 6 | 第 3 号 議 案 | 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦 に つ い て |
| | 第 4 号 議 案 | 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦 に つ い て |
| | 第 5 号 議 案 | 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦 に つ い て |
| | 第 6 号 議 案 | 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦 に つ い て |
| | 第 7 号 議 案 | 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦 に つ い て |
| 日程第 7 | 第 8 号 議 案 | 宍 粟 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 専 決 処 分 (専 決 第 3 号) の 承 認 に つ い て |
| | 第 9 号 議 案 | 宍 粟 市 都 市 計 画 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 専 決 処 分 (専 決 第 4 号) の 承 認 に つ い て |
| | 第 10 号 議 案 | 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 専 決 処 分 (専 決 第 5 号) の 承 認 に つ い て |
| 日程第 8 | 第 11 号 議 案 | 平 成 21 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 7 号) の 専 決 処 分 (専 決 第 1 号) の 承 認 に つ い て |
| | 第 12 号 議 案 | 平 成 21 年 度 宍 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 3 号) の 専 決 処 分 (専 決 第 2 号) の 承 認 に つ い て |
| 日程第 9 | 第 13 号 議 案 | 宍 粟 市 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 日 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 及 び 宍 粟 市 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 |

- 第 14号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 第 15号議案 平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）
- 第 16号議案 平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 請願第 1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 広報特別委員会視察研修委員長報告
- 日程第 4 第 1号議案 宍粟市教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 第 2号議案 宍粟市固定資産評価員の選任について
- 日程第 6 第 3号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 第 8号議案 宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第3号）の承認について
- 第 9号議案 宍粟市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第4号）の承認について
- 第 10号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第5号）の承認について
- 日程第 8 第 11号議案 平成21年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第1号）の承認について
- 第 12号議案 平成21年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分（専決第2号）の承認について
- 日程第 9 第 13号議案 宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第 14号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 10 第 15号議案 平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）

第 16号議案 平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 11 請願第 1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について

応 招 議 員（20名）

出 席 議 員（20名）

1 番 岸 本 義 明 議員	2 番 寄 川 靖 宏 議員
3 番 高 山 政 信 議員	4 番 秋 田 裕 三 議員
5 番 西 本 諭 議員	6 番 岡 崎 久 和 議員
7 番 東 豊 俊 議員	8 番 福 嶋 齊 議員
9 番 大 倉 澄 子 議員	10 番 實 友 勉 議員
11 番 大 上 正 司 議員	12 番 木 藤 幹 雄 議員
13 番 山 下 由 美 議員	14 番 岡 前 治 生 議員
15 番 山 根 昇 議員	16 番 藤 原 正 憲 議員
17 番 伊 藤 一 郎 議員	18 番 岩 薮 昭 美 議員
19 番 小 林 健 志 議員	20 番 岡 田 初 雄 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 畑 中 正 之 君	書 記 榎 谷 米 男 君
書 記 長 尾 紀 子 君	書 記 原 田 渉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 田 路 勝 君	副 市 長 岩 崎 良 樹 君
教 育 長 小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者 釜 田 道 夫 君
一宮市民局長 西 山 大 作 君	波賀市民局長 山 本 久 男 君
千種市民局長 山 本 繁 君	企 画 部 長 伊 藤 次 郎 君

総務部長 清水弘和君
健康福祉部長 秋武賢是君
農業委員会事務局長 上田学君
水道部長 米山芳博君
総合病院事務部長 広本栄三君

市民生活部長 大谷司郎君
産業部長 平野安雄君
土木部長 神名博信君
教育委員会教育部長 福元晶三君
消防本部消防長 野崎信君

(午前9時30分 開会)

○議長(岡田初雄君) 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、御健勝にて参集賜り誠にありがとうございます。

また、市当局にあっても全員出席いただき、ここに第35回宍粟市議会6月定例会が開催されますことは、市政発展のため大変喜ばしく思うところであります。

さて、植えつけの終わった棚田の片隅に、だれが植えたのか1本の桐の木が今年もまた紫の花をつけました。随分昔のことになりますが、先人の話によりますと、女の子が誕生しますと、その親たちは桐の木を植えて、その誕生を祝ったそうでありました。その子が嫁ぐ日、その桐の木でダンスをつくり持たせるためであります。決して贅沢を言わず、望まず、見栄を張ることもなく、与えられた環境の中、生活の中で、ただ幸せを願う家族の愛の証であったものと思います。行政を預かる私ももまた与えられました環境の中で、厳しい財政の中にあっても、知恵と知識を持って住む者すべての幸せを求めなければと考えます。

さて、御案内のように、国政にあっては、新党乱立とあわせてその政権も波乱含みであります。昨年の政変劇の再来を予見させるところまで情勢は迫しておりますが、宍粟市にあっても職員の不祥事やし尿券問題の未解決など、決して順風とは言えない状況が続いています。コンプライアンスの確立など、市職員としての意識改革を求めるところであります。

今議会は、教育委員会委員の任命や人権擁護委員の推薦、また専決処分の承認や条例改正等重要な案件が審議されることになりますが、議員各位におかれましては、御精励賜り、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。言葉足りませんが、開会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

市長、あいさつをお願いします。

○市長(田路 勝君) おはようございます。

第35回宍粟市議会6月定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し深く敬意を表す次第であります。

開会に先立ちまして、まず、先月、ゴールデンウィーク明けに新聞等で報道されました宍粟市職員の公務執行妨害容疑逮捕により、議員各位をはじめ市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしましたこと、深くおわびを申し上げます。

市としましても、不祥事の防止に向けたコンプライアンスの確立、市内有識者によるし尿券処理問題検討委員会の設置など、市民の信頼に基づく行政運営を図るた

め取り組みを進めている中で、このたびの不祥事が発生したことについて誠に遺憾に思っているところでありますとともに、即日全職員に対し、いま一度公務、公務外を問わず自身の行動を見つめ直し、職務に精励するようとの通知を行ったところであります。

なお、市内有識者によるし尿券処理問題検討委員会につきましては、これまでの市議会所管委員会による調査で大変お世話になりました上に、民間人を含めての庁内特別チームによる調査など、その真相究明に努めてきたところでありますが、一方において、住民目線による調査研究も必要であるとの考えから、このたび市内有識者5名による検討委員会を設置したものであります。この検討委員会における検討、研究内容については、市として整理をし、市議会に提出することを考えております。

いずれにいたしましても、今後、同様の不祥事が発生しないよう、全職員が信頼回復と再発防止に取り組んでいく所存でありますので、御理解と御指導をいただきたいと存じます。

これから、本格的な梅雨シーズンとなりますが、昨年8月の豪雨災害の記憶はまだまだ新しく、今、河川、道路、農地等の被災箇所の復旧工事が懸命に進められている中で、平穏な梅雨明けを望むところであります。しかしながら、近年は梅雨や台風の接近、上陸にかかわらず、大量の雨が短時間に降ることも多く、また、山崎断層が通る宍粟市においては、あらゆる自然災害を想定した取り組みが重要であると考えております。

こうした中、本年1月に設置をいたしました宍粟市台風第9号災害検証及び復興計画検討委員会も災害復興のあり方や検証のまとめ作業の時期となっており、災害復旧工事の早期完了、宍粟市防災計画の見直しなど、市民、地域、市、それぞれが役割を分担する中での防災、減災体制の早期確立を図ってまいりたいと考えております。議会におかれましても、市民の皆さんが安全、安心して住み続けていただけるまちづくりに格別の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会におきましては、宍粟市教育委員会委員の任命、宍粟市固定資産評価員の選任、人権擁護委員候補者の推薦に関する人事案件や兵庫県山崎総合庁舎の買収、改修にかかわる経費の増額を含めた一般会計の補正予算案件のほか、宍粟市税条例の一部改正の専決処分の承認など合わせまして14件の重要な案件を上程いたしておりますので、慎重に御審議をいただき、原案に御賛同賜りますようお願いを申し上げ、開会にあたりましてのあいさつといたします。よろしく願いをい

たします。

○議長（岡田初雄君） ただいまから、第35回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき今期定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長あての通知書写しのとおりであります。

報告2、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が、地方自治法第199条第9項の規定に基づき平成21年度定例監査結果報告書及び平成21年度財政援助団体監査報告書が議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分事項の報告書が市長から議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告4、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書が市長から議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告5、本日市長から議案16件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡田初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長より指名します。

15番、山根 昇議員、16番、藤原正憲議員、以上、両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（岡田初雄君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの22日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から6月22日までの22日間に決定しました。

日程第3 広報特別委員会視察研修委員長報告

○議長（岡田初雄君） 日程第3、広域特別委員会視察研修委員長報告についてを議題といたします。

広報特別委員会委員長の報告を求めます。

広報特別委員会委員長、4番、秋田裕三議員。

○広報特別委員会委員長（秋田裕三君） 広報特別委員会委員長の秋田です。お手元に私のつくりました議長への研修報告書を配付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

それでは、報告をいたします。

議会広報特別委員会所管事務調査報告、下記の委員会を開催いたしましたので、所管事務調査実施の会議規則第104条の規定により報告をいたします。

調査年月日、平成22年5月13日から14日。

場所、加東市及びNHK大阪放送局であります。

出席議員は、秋田、藤原、寄川、西本、小林副議長、岡田議長、畑中事務局長。

欠席議員は山下議員でありました。

加東市市議会議員は、長谷川議員、広報特別委員会委員長であります。そのほか6名の議員が対応していただきました。

調査事項といたしましては、議会だよりの編集方法と広報委員会運営の先進地域で、研究を目的に加東市を視察いたしました。

また、NHK大阪放送局につきましては、局長の堂元 光氏が山崎町出身であるので、表敬すると地域おこしのアイデアの探求の訪問でありました。

主な視察要点と考察につきまして、まず、議会だよりにつきまして、加東市におきましては、兵庫県の28番目、29番目の市制をしいたもの同士でありまして、本当に歓待を受け、親しく話し合うことができました。

視察の要点は、予算はほぼ同額であります。議会だよりのページ数は16ページ、一般質問は21文字の24行で約500文字であります。見出しを含んでの500文字であります。会派制ではありませんので、代表質問等はありません。

議会ケーブルテレビの放送につきまして先進地でありまして、質問4分間、答弁8分間、前段の12分を放送するという内容のケーブルテレビを実施されております。全体としましては1時間3回質問方式であります。

議会だよりに用いた写真は、質問者が準備し、締め切りを守らない議員の投稿につき

ましては欄外1行で氏名のみを掲載するという方法でありました。

広報議員の構成につきましては、各常任委員会副委員長で構成されておりまして、宍粟市と少し違っておりました。編集方針は市民の関係の深いものに心がけまして、事実、公正、公平を旨として原稿の誤りもそのまま掲載するという内容であります。

宍粟市との違いは、各常任委員会の報告を多くとっておられまして、委員会活動の周知徹底が進んでおります。

それから、議員各位は編集方針によく協力されています。議員数は今年の11月で現行の20人から18名に改選される予定であるそうです。

それから、そのほかといたしましては、老人ホームは加東市におきましては、50床3カ所でありまして、増床は未定であります。

視察した論点としては以上でありますけれども、加東市は合併してから日が浅く、先取の気風にあふれ、宍粟市と立地条件が類似しており、見習う点が多くありました。議会だよりに大きく掲載される委員会報告は、市民の議会全体に対する活動評価の目安になっており、本市議会も改善すべき点であると感じました。

ページ数の増加が見込まれない今、一般質問の文字数を20%ほどカットし、委員会報告のスペース確保を提案したいと考えております。

また、議会だよりと直接関係ありませんが、各常任委員会は関係三役の出席が必須条件となっており、責任のある質疑・回答、委員会審査の効率化、担当職員の負荷軽減、本会議進行の効率化に寄与しており、議員協議会や議員運営委員会での協議を提案したいと思います。

次に、NHK大阪放送局についてですが、堂元局長、北出報道部長、水野氏、長野女史の懇談と現場の案内を受けました。既に23年度の朝のドラマ番組「てっぺん」の制作に入っておられますが、姫路市は黒田宮兵衛企画の陳情に東京NHKに陳情に行っておられ、これがもし実現すると、近畿一円及び播磨地方が脚光を浴びることは必至であります。NHKの基本となる事業展開のコンセプトは、高品位映像による日本の地域おこしと文化の向上にあります。ハイビジョン映像は生活のあらゆる面に高品質化をもたらし、日本文化の向上に力強く作用をしています。当市でも中山間地の立地条件下、情報インフラ整備を急がなければならないのは時代の要求であるとNHKを見て強く感じる次第であります。

堂元局長在任中に宍粟市のアピールできるアイテムを整理して、提案することを議会にも当局にも提案したいと考えております。例えば山崎で行われておりますもみじ祭りのネット閲覧が瞬間風速でありましたけれども、全国1位になったという

報告をお聞きしたり、あるいはしそうSNSを都市部の方が多く確認し、閲覧されております。インターネットに載せる方法でパブリックリレーションを図るべきであると思います。宍粟市の魅力はきれいな水であり、アユや山菜といった味覚であり、山と緑のリラクゼーションであり、深い歴史であるという、そういう観光界のよきアドバイス、中山間地の活性化へのヒントを得た研修会になりました。

加東市の関係議員の方、NHK堂元局長及び関係者に感謝を申し上げ、報告を終わります。

○議長（岡田初雄君） 広報特別委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。

これで広報特別委員会視察研修委員長報告を終わります。

日程第4 第1号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第4、第1号議案、宍粟市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第1号議案、宍粟市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年6月議会において同意をいただき、教育委員会委員として活躍をいただいております杉本健三委員につきましても、来る6月2日をもって任期満了となりますが、引き続き杉本氏を教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

杉本氏は、兵庫県教育次長を歴任されるなど、長年にわたり教育関係に精通された実績があり、人格、識見ともにすぐれ、周囲の人望も厚く、また、任期中も精力的に教育委員活動をしていただいております。適任者であると確信しているところであります。

御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。

第1号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第1号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩します。

午前 9時50分休憩

午前 9時51分再開

○議長(岡田初雄君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第5 第2号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第5、第2号議案、宍粟市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

ここで、岩崎副市長の退席を求めます。

(岩崎副市長 退席)

○議長(岡田初雄君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第2号議案、宍粟市固定資産評価員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第404条第1項の規定により、市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市長が行う価格の決定を補助するため、市の固定資産評価委員を設置することが定められております。

これまでの評価委員は、合併前の例により税務課長を選任しておりましたが、評

価員が市長の代役として評価を行うこと、一定の任期中に継続した評価が行えること、また、固定資産の評価やその説明には、単に税務事務のみではなく行政全般にわたることから、副市長の岩崎良樹氏を選任したく提案するものであります。

岩崎氏は、昭和47年4月から昭和52年3月までの期間、税務課職員として固定資産の評価の経験もありますので、適任であると確信しております。よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） ただいま市長の説明をお聞きしたところですが、岩崎氏は現行の副市長であります。副市長は極めて多忙な職責でありますし、従前の税務課長、もしくは総務部長等が過去就任されていた職責について兼職というのはいかがかなと、こういうように考えるところですが、このような人選に至る市長のお考えをいま一度お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） ただいまの質問でございますが、これにつきましては、総務部でいろいろ内部の検討をいたしました。また、県内市町村につきましても調査をいたしました結果、市政全般にかかわるといようなことで、これまでの慣例から新たに副市長ということにしたわけでございます。具体的なことにつきましては、総務部長の方から申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 選任に至りました大枠は市長が申し上げましたとおりでございます。県下の状況を少し御説明を申し上げます。

県下、現在29の市がございます。そのうち姫路市が選任の評価員、外部の選任評価員を置いている以外はすべて兼務でございます。兼務の内訳は、副市長が約20、一部不明の団体がございますので、20の市が副市長が兼務をいたしております。あと、神戸市でございますとか、尼崎市、非常に大きな団体におきましては、行財政局長でありますとか、そういった市長にかわる職責の方がされております。その中で部制をひいております市の中で、課長は宍粟市だけでございます。というのは、対外的にいろいろな説明がございまして、もちろん、道路行政の関係が評価

に反映する、また、企業誘致の関係の開発が影響するとか、いろんな課題がございまして、対外的な説明にはやはり行政全般にわたる判断ができる副市長が適任であるというふうに思っております。

また、実務面の兼務に置かしましては、多忙でございますので、すべての事務が行えることは不可能でございます。そういった点におきましては、地方税法の規定によりまして、その補助員を置くということになっております。したがって、当然補助員は税務課長、副課長、資産税係長が担うということで、実務面の執行には障害がないというふうな判断をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 続けて、お尋ねをするところですが、私は、その兼職とか補助員とか、二重構造、三重構造でクッションをとるという意味ではありませんが、そういうことをするよりも、市長の権限において信頼できる職員をその部署に当てれば済むことですから、従前、税務課長が担当されていた内容でありましたら、それで十分ではないかなと思うんです。それをあえて他市が29市の中で、20市が前例に倣っている云々やなしに、実務者というものは課長であり、係長であり、部長でありとしても、十分全体の答弁はできる能力のお持ちの幹部の方でありますから、従前の人選の方法で十分ではないかなとこう思います。というのは、先ほど申しましたように、副市長は極めて多忙な職責なんです。ほかの業務に支障が出ることも予想されるわけですから、実務者を当てるべきだと、こういうふうに見えるところでもあります。その点について、いま一度、なぜ兼職、補助員云々の発想が出てくるのか、お聞かせいただきたい。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 今回、議案に上げておりますように、評価員は非常に責任が重うございます。したがって、固定資産税を納めていただくもとを決めるのに、一税務課長というものは責任が重過ぎるという判断が1点ございます。

といいますのは、実例といたしまして、21年度におきまして、固定資産税の評価の審査の不服申し立てがございました。その際に税務課長が説明をしたわけですが、その内容たるやは、税務事務そのもの以外の、先ほど申しました道路行政でございますとか、人権にかかわる問題、教育行政、いろんな問題が絡みまして、やはり税務課長が評価の額を決定するということについては、非常に無理があるという判断に至ったところでございます。

そういったところから検証いたしまして、県内各市町、また、他県におきまして

もそういった最高の責任者に準ずる方が、その責を選任されておるという実態も含めまして、最終判断を市長がされたということでございます。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） ただいまの秋田議員の質疑、あるいは当局側の答弁を聞いてまして、非常に感ずるところがあるんですが、確かにこの税というものは、議会ですけれども、当局としても大変重い決断である、判断であると、こういうように思います。現に、これはほっと浮かんだことですが、名古屋市においては、いわゆる住民税の減額ということに対して当局と議会が真っ向から対立していると。確かに税に絡む判断、決断というのは、非常に重い。そこで確認ですが、税というのは固定資産税だけが格段に判断、決断が難しく重いものではないわけですね。ということは、栄栗市においては、補助員である職員に税にかかわる問題に関与させず、これからは市長、もしくは副市長の特別職がじかにその場に至って判断をするという決定方法に改められたというように理解していいものかどうか。固定資産税だけの問題ではございません。もちろん保険税もしかりでございます。事、税に関する限りは、市長の、首長の補助職である職員に任せず、自らが判断する、決定する、その場に臨むと、こういう姿勢に変更されたと理解していいか確認をいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 固定資産税の評価の基本的な方針は変わったわけではございません。税法の規定によりまして、他の税もすべて市長が決定をするという話になっております。

ただ、地方税独特の固定資産のこの評価につきましては、税法の規定によりまして、固定資産の評価員を設置するということになっております。その固定資産の評価は評価員が市長にかわって判断をするということになっていきますので、その重み、それから実例、そういったところでの市長の判断の参考といいますか、決定される前段で責任ある地位の方を選任されると、それが望ましいという判断で、これまでどおり最終決定は市長に変わりはございませんし、実務のところでは、そういった詳細の資料収集等実務を行うということには変わりはございません。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） ということは、これは固定資産税の評価に絡む問題に限定するんだと。他の地方税に関して市長あるいは副市長が特別の判断を持ってかかわることはない、その部分は補助員である職員に任せると、固定資産だけは別であ

ると、こういう解釈でよろしいんですか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 先ほど申しましたように、固定資産税につきましては、地方税独特の税でございます。したがって、税法の関係から評価員を設置して、その実務に務めるという規定が別にごございますので、固定資産税のみは評価員を置きまして、その意見を聞きながら市長が判断されるということでございます。

○議長（岡田初雄君） ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ほかにないようでございます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。

第2号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第2号議案は、原案のとおり同意されました。

岩崎副市長の入場を許可します。

（岩崎副市長 入場）

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時03分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6 第3号議案～第7号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第6、第3号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてから第7号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの5議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第3号議案から第7号議案の人権擁護委員候補者の推薦についての5議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員であり、現在、宍粟市においては9名が委嘱され、人権にかかわる重要な職務に従事し、御活躍をいただいているところでありますが、このたび、法務省より平成22年10月1日から2名の増員が承認されましたので、今回、9月30日で任期満了となります3名の方と、増員となります2名の方の推薦について意見を求めるものであります。

最初に、9月30日で任期満了となります森本都規夫氏、進藤 榮氏、大前 強氏の3名につきましては、識見、人格ともにすぐれ、人権意識も高く、現在も精力的に人権推進に尽力をいただいております、引き続き人権擁護委員候補者として推薦するものであります。

次に、2名の方につきましては、波賀町齊木2,703番地、谷口朱美氏、千種町黒土55番地、平田安子氏を推薦するもので、谷口氏は教育現場や社会福祉協議会職員を歴任されており、また、平田氏は長年にわたり小学校教諭として活躍された経験もあり、両名ともに識見にもすぐれ、人権意識の高揚が叫ばれている今日、人権擁護委員として適任者であると確信し、推薦するものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第3号議案から第7号議案までの5議案につきましては、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第3号議案を採決いたします。

第3号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第3号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第4号議案を採決いたします。

第4号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第4号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第5号議案を採決いたします。

第5号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第5号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第6号議案を採決いたします。

第6号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第6号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第7号議案を採決いたします。

第7号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第7号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 第8号議案～第10号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第7、第8号議案、宍粟市税条例等の一部を改正する条例の専決処分(専決第3号)の承認についてから、第10号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分(専決第5号)の承認についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第 8 号議案から第 10 号議案の条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認を求めることにつきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、第 8 号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第 3 号）につきましては、主な改正内容といたしまして、1 点目は、子ども手当の創設に伴う個人住民税における所要の整備をするもので、対象となる 16 歳未満の年少の扶養控除が所得税と同様に、個人の住民税におきましても廃止されることとなります。

このことによりまして、所得税におきましては、年少の扶養親族に関する情報を収集する必要がなくなりますが、住民税におきましては、非課税限度額の制度が設けられており、その非課税限度額の判定基準の算定に扶養親族の数が用いられているため、引き続き年少の扶養親族も含めた扶養親族の情報を把握する必要がありますので、給与所得者等は、年少の扶養親族に関する情報を扶養親族申告書に記入し、給与支払者を経由して、市長に提出することとする改正であります。

2 点目は、公的年金からの特別徴収制度の対象とならない 65 歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者に係る所得割額の徴収方法の変更であります。

平成 20 年度の税制改正におきまして、65 歳以上の公的年金受給者につきましては、公的年金等に係る所得割額及び均等割額を、原則として、その年金給付から特別徴収の方法により徴収することとなりましたが、65 歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者につきましては、公的年金所得に係る所得割額につきまして、普通徴収の方法によることとなり、新たな納税の手間が生じることとなりました。

そこで、65 歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者につきましては、納税の便宜等を図る観点から、公的年金等所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して、給与からの特別徴収の方法により徴収することができることとする改正であります。

3 点目は、市たばこ税の改正であります。

既に、報道等で御承知のとおり、平成 22 年 10 月より、1 箱 20 本入りの紙巻たばこが 100 円程度引き上げられることになっておりますが、市たばこ税につきましては、1,000 本当たり 1,320 円引き上げ、1,000 本当たり 4,618 円とする改正であります。

なお、「エコー」、「しんせい」など、旧3級たばこと言われておるものにつきましては、1,000本当たり626円引き上げ、1,000本当たり2,190円となります。

また、施行日の10月1日現在の手持品課税によることから、附則において、その取り扱いについての経過措置を設けております。

次に、第9号議案、宍粟市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第4号）につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、特定鉄道事業者などの固定資産税等の課税標準の特例の整理合理化等が行われることから、引用しております条文につきまして、所要の改正を行うものであります。

次に、第10号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第5号）につきましては、主な改正内容といたしまして、1点目は、医療給付費分の基礎課税額の限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円から13万円に、それぞれ引き上げる改正であります。限度額の設定は、納税義務者間の負担の均衡を考慮して設定されており、年々医療費が増加する中、特に中間所得者層の負担が増加してきている現状から、その負担を少しでも抑えることを目的として限度額を引き上げるものであります。

2点目は、社会保険等の被保険者が会社の倒産、解雇等により離職され、国民健康保険に加入された場合は、国民健康保険税は、前年の所得を基準に計算することからかなりの負担となるため、今回、新たに軽減措置を講ずるものであります。具体的には、所得割に係る給与所得、低所得者軽減措置判定所得に係る給与所得を100分の30に相当する金額で計算するものであります。

3点目は、後期高齢者医療制度の導入により、被用者保険等の被保険者の被扶養者が国民健康保険の被保険者となった場合には、2年間の軽減措置がありましたが、国において、後期高齢者医療制度を廃止する方向で見直していることから、この軽減措置について後期高齢者医療制度を廃止するまで延長する改正をするものであります。

以上、3つの条例改正の専決処分の承認を求める提案理由の説明を申し上げますが、いずれの改正も国における平成22年度の税制改正により、所得税法、地方税法等の一部が改正され、また、同法等が3月24日に成立し、同月31日付で公布されましたので、改正時期の整合を図る上で急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。毎年、この時期に出されてくる専決処分の市税条例については、大変わかりにくくて理解に苦しむわけでありませけれども、これ、私が所属している委員会に付託されますので、そのときに一番大事なことは市民にとってどういう影響があるかなんですよね。たばこ税なんかについては、当然増税になるっていうことが大変わかりやすいわけでありませけれども、そのほかの点について増税になる項目があるのか、減税になる項目があるのか、また、先ほど説明の中でありました書類の提出については、書類を提出するという新たな住民負担がついて回るのか、そのあたりのところを住民にとってもわかりやすいようにですね、是非そういう資料を使って委員会では説明をしていただきたいなというふうに思います。それが1点です。

それと、国保税の最高限度額の引き上げということが、これも毎年のように出てくるわけでありませけれども、最高限度額と言われつつも本当に最高限度額を払っておられる世帯でも大変大きな負担に感じておられるところが少ないというのが、私は実態であると思うんですけれども、今回、改正前で最高限度額を払っておられる世帯が何世帯あって、今度この改正後、最高限度額を支払う世帯というのが何世帯になるのか、その世帯数というのは全体の国保加入世帯から見ると、何%ぐらいを占める割合になるのか、そのあたりのところは是非つかんでおく必要がありますので、お示し願いたいと思います。

それと最高限度額を支払うという場合に、宍粟市の場合は、資産割を掛けておりますので、ただ単に所得がどれぐらいあったら最高限度額に達するかというふうなことが大変わかりにくいんですけども、私は、ひとつ今回の、後で出てくる税率改正のところでモデルケースとして出していただきたいと思うんですけども、例えば、所得税が10万円と仮定して、4人家族であった場合、その最高限度額に達するには、どの程度の収入があったら最高限度額に達するのか、そのあたりの詳しい資料を是非委員会には提出していただきたい。もし答えられる内容があるのであれば、今答弁していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） ただいま、市長が説明をされました専決に基づきます法

改正の市民への影響、これは例えばですけども、子ども手当が創設されたことによりまして、住民税の控除がなくなっております。そういった影響額でございますとか、たばこの関係、国保の関係、資料として提供したいというふうに思っております。

2点目には、国保の限度額の該当世帯が幾らあって、割合は幾らかということでございますが、資料で説明したいと思いますが、21年度ベースでございますが、限度額をオーバーされている世帯が226世帯ございます。この関係で、今回、例えば、一般関係でございますが、47万円が50万円になったことによりまして、208世帯の該当に減っております。したがって、18世帯につきましては、47万円から50万円の間に解消できると、しかしながら208世帯は限度額50万円を超えたままであるということでございます。

その割合は、約6,000世帯ございますので、3.5%程度になるのかなというふうに思っております。この関係につきましても、後からありましたどれぐらいな所得額で限度額をオーバーするのか、そういった、どういたしますか、ケースを算出いたしまして、説明を申し上げたいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第8号議案から第10号議案までの3議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第8号議案から第10号議案までの3議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第8 第11号議案～第12号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第8、第11号議案、平成21年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第1号）の承認についてから、第12号議案、平成21年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分（専決第2号）の承認についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第11号議案、平成21年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）に関する専決処分（専決第1号）及び第12号議案、平成21年度宍粟市下水道特別会計補正予算（第3号）に関する専決処分（専決第2号）につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の専決補正予算の方針といたしましては、国・県の補助事業で交付額に合わせて予算措置を行わなければならないもの、地方交付税等決定額が決算に大きく影響するもの、及び事業実施にかかる関係機関等の協議において年度内実施が困難となった事業について、繰越明許費の計上が必要なものについて、補正を行っております。

最初に、第11号議案の補正の主な内容といたしましては、まず、歳入におきましては、特別交付税のほか地方譲与税及び利子割交付金や地方消費税交付金等の各種交付金につきまして、確定額により補正を行うとともに、国県支出金につきましては、教育用コンピュータ購入事業などに対する学校情報通信技術環境整備事業補助金及び災害救助費県負担金につきまして、精査を行っております。

また、給食センター改修に係る合併特例事業債を減額するとともに、財源調整の結果、財政調整基金の取り崩しを抑える措置を講じております。

次に、歳出につきましては、総務費で臨時交付金の有効活用として、公用車及び情報化等に伴う施設備品整備費を計上する一方、地域情報通信基盤整備によって不要となる既存の有線放送設備の撤去費の確定により、運営負担金の減額を行っております。

民生費では、昨年8月に発生いたしました台風9号災害による災害救助費の確定等により各費目の精査を行い、消防費では、台風災害等での活動により、消防団員に貸与している被服が著しく損傷しているものについて、再貸与するための被服費を追加しております。

次に、教育費では、給食センターの改修工事費の精査による減額を行い、災害復旧費では、治山施設災害復旧事業において、工事費の調整による増額補正をいたしております。

その結果、補正の総額は7,903万6,000円の減額で、補正後の総額を284億6,925万3,000円としているものであります。

次に、第12号議案、平成21年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）に関する専決処分の補正予算の内容といたしましては、千種町管内の国道429号

改良工事に伴う、マンホールポンプ移設工事につきまして、国道改修工事と並行して実施しなければならないため、国道工事に関係する一部工事につきまして、繰越明許費を計上しているものであります。

以上、平成21年度一般会計及び下水道事業特別会計補正予算に係る専決処分の概要の御説明を申し上げましたが、地方自治法第179条第1項に基づき、緊急やむを得ないものに限って補正を行ったものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。専決の補正予算ということになりますので、あれなんですけれども、幾つか気になる点をただしたいと思うんですけれども、1つは、消防団員の関係で繰越明許費が上がっております。それで、この間、消防のいわゆる施設、消防ポンプであるとか、消防の詰所の建て替えであるとか、そういうふうなところでの統一の方向で話し合われておるといふような状況は聞いておったんですけれども、実際に聞いてみますと、消防ポンプとかそういう施設費については、ある程度方向性が出ておると。私が心配しておったのは、例えば波賀町なんかについては、消防ポンプであるとかそういう部分については、町が全額見て、あといわゆるオプションに係る部分については自治会で見ようといふふうなことになっておったんで、大変自治会としての負担が少なかったといふような経緯があるんですけれども、そういう点で消防の方から聞く話と、実際、私が正式なそういう報告はまだ行政の方から受けていないと思うんですけれども、実際そのあたりのところがどこまで進んでおるのか、そのあたりわかったら、お教え願いたいと思います。

それと、給食センターの改修ということで、市長は工事費の精査ということをおっしゃられたんですけれども、内容を見てみますと、統合整備事業債ということの財源では削除になっております。ということは、そういう意味では、いわゆる学校給食の前出ておりました3給食センターを2つに統廃合するといふふうなことの精査がこの09年度予算で精査されておると、私は見るんですけれども、これはそうではなしに、統廃合の準備のための工事はしたけれども、その残額が余ったことといふふうなことなのか、そういう意味では、全然意味合いが違ってきますので、そのあたりお聞かせ願いたいと思います。

それと、3点目に、災害の対策の関係が出ておるんですけれども、この間も福知溪谷やとか、清流山荘経営されておった方を中心に放映がされておりましたけれども、なかなか制度に乗らない災害復旧というのは進んでおらないんですよ。それはやっぱり佐用なんかにお話を聞いてみても同じなんです。でも、今回、大変大きな災害を受けたところについては、特別交付税が手当てされておるから、通常制度には乗らないところについても特別交付税でいわゆる佐用でしたら町単独、宍粟市でしたら市単独の事業で、もとの生活に戻れるようにとか、あと一番問題になっておるのはそういう事業所とか店舗とかというところがなかなか給付というふうな形でお金がおおりてこないというふうなことがありますので、ですから宍粟市の場合も大変大きな被害が出たところと、私が前から取り上げております宅地に被害が出ておるところについても、まだ宅地についてはブルーシートがかかったままというふうなところで残っております。そういう部分についても今回特別交付税が、最終的な金額が上がっておるんだと思うんですけれども、やっぱり特別交付税も生かしてですね、やっぱり市長が言われた安全・安心に住み続けられるようなね、そういう制度にかからないところについても手当てをしていくというふうな、そういう概ね大きな、まだ災害の傷跡はたくさん残っておりますけれども、そういう細かいところにも手をつけていってもいい時期に来ているんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 私の方から、消防団の繰越明許予算の関連で御質問ございました点をお答えをいたしたいと思います。

消防団等の団の編成について、私の方が調整会議に入らせていただける状況でございます。御案内のとおり平成21年の4月にそれぞれ宍粟消防団が編成をされまして、それぞれ各支団等の位置づけもなされております。しかしながら、御案内のとおり消防団につきましても、非常に昨年度の災害、あるいはそういったものに対して大きな援助力になりますので、行政としても慎重に編成なり、補助金の要諦を定めるように市長からも指示を受けているところでございます。

平成23年4月を目指して、今、調整をいたしております。それは、御案内をいただいておりますように、設備あるいは施設等の補助金の決め方でございます。今、基本的な考え方だけ内部で調整をいたしているところでございます。でき上がりましたら、担当委員会にも御説明も申し上げたいと思っております。

基本的な考え方につきましては、やはり、現状の予算枠を何とか基本にして、それぞれの各支団の各支部、そういったものの均衡を図りたいという思いも持っております。御指摘ございましたように、プラス自治会等の補助金もございますので、この辺の均衡も図りたい、あるいは自治会との調整もしたいということで、自治会との調整会議も今準備をいたしているところでございます。いずれにしましても、総額予算については、減額のない方向で私が調整会議に入らせていただいておりますので、市長にもお願いをしたいなという思いもしております。

ただ、それぞれ均衡を図るためには、かなりの格差がございますので、激変緩和も見据えながら調整をいたしたい、慎重に調整をいたしたいと思っておりますので、御理解をちょうだいしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 私の方からは、給食センター等々の関係の専決補正の関係につきまして、御答弁を申し上げたいとこのように思います。

まず1点目の市債等々の関係の減額であります。これにつきましては、設備工事費の入札減に伴う減額で、特に山崎、一宮の空調設備、このことにつきましてその財源の充当しておった分についての減額とこういうことであります。

また、繰越明許費補正で上げさせていただいている分につきましては、冒頭、市長の提案にもありましており、事業実施に係る関係者等の協議において年度内実施は困難、こういう観点の中で繰越明許費にさせていただいて、給食センターの機能集積について引き続き粘り強く地域の皆さん等々に理解を求めていきたい、そういう観点で計上させていただいております。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 制度に乗らない復興・復旧に対しましての特別交付税の活用でございますが、まず、特別交付税は要った費用、いわゆる要した経費に対して特別交付税で措置をされているということでございますので、結果的にはこのお金は要ったお金の補てんという判断でございます。ただ、復興・復旧をされる方の支援はするべきではないかなというお尋ねでございますが、市長の方もやる気を持って復興される方には融資制度でございますとか、また利子補給等制度を講じておられます。そういった観点で、もしもございましたら、そういうような支援も行う中で、財源の有効活用は当然すべきであろうというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） お諮りします。

岡前議員の質疑の途中でありますが、ここで、暫時休憩をいたします。

10時45分まで休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時45分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

質疑を続けます。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。あくまで予算で出てきている分については、繰越明許費の関係ですから、あまり深く追求するのはどうかとは思いますが、でも、消防団の補助の統一という部分については、ほんとに宍粟市民全体にかかわってくることで、先ほど副市長が言われた予算枠の範囲内というものは、大変聞こえはいいんですが、予算枠の範囲を超える部分が大きければ、それはそのまま自治会の負担になってしまうわけですよ。それで、例えば、波賀町なんかでも状況を聞いてみますと、新しく部自体がなくなりつつあるから、新しく分団組織そのものを今見直している状況なんだというふうなことで来ております。ということは、部がなくなるということになりますと、当然そこに置いてあります簡易式のポンプとかそういうのを管理する人もいなくなってくるというふうなことになってくるわけですから、そういうことから考えても、やっぱり財政的には大変だったとしても、私はやっぱり波賀町で行われておったような、やっぱり基本的なそういう施設については、やっぱり行政が責任を持って購入して、運営は各消防団に任せると、そして、自治会の負担も減らすというふうなことがやっぱり基本ベースとして考えるべきじゃないかなというふうに思うんですが、その点再度お聞かせ願えたらなというふうに思います。

それと、給食センターの改修の関係で、聞いてみたら、あくまで空調工事なんかは発注されておって、いわゆる入札残が残っておるけども、まだ統合ということに決着がついてないから、繰り越しにしているんだというふうなことで聞こえたんですが、ということは、この新しい年度が始まっておりますけれども、当然5月の出納閉鎖は終わったわけですから、もうその工事も繰越明許やさかいに、別に出納閉鎖から関係なしに続けられるということになるわけで、ということは、要はPTAなり保護者なりの理解が得られたら、もう即学校給食ができる条件は整えたというふうなことになるわけですか。

通常であれば、まずはPTAであるとか、保護者の意見が概ねまとまったということから工事に入るとか、そういう設備を整えるとかというのが、私は順序だと思うんですけども、もしそれが逆の順序をとられておるとすれば、大変大きな問題ではないかなというふうに思うんですけども、その点いかがでしょうか。

それと、最後、いわゆる補助にならないところについて融資制度も斡旋しているというふうなことではあったんですけども、事業をされておられる方にすれば斡旋というふうなことも大変ありがたい制度であるとは思いますが、ただ、その宅地に被害を受けておられる方なんかのお話を聞いてみますと、実際に住宅ローンを抱えて、そしてまた新たな、どこかから融資を受けるというのは、本当に大変だというふうなお話も聞いております。だから、そういうところで、市長が言われるように安心して生活できる宍粟市づくりというふうなことからいいますと、ほんとにどの家の軒先の宅地が崩れてもおかしくないような山間部に宍粟市はあるわけですから、やっぱりそういう部分も、もし可能であれば制度をつくってですね、応援できるようなことを考えていくときじゃないかなというふうに私は思うんですけども、その点について、市長いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 災害については、自宅の崩壊とか、いろいろ、あるいは墓場というようなことも災害中に聞いたわけですが、これらについては、あくまで個人の資産であるということが前提となります。山林の治山でありますとか、農地災害と違って、そうした制度になっております。市としましても、大変は大変でしょうけども、幾らかでも緩和するという事の中で、今、部長の方から言いましたように、それらに対応する融資制度等も新たにつくって対応している。そして、また、県なり国のそういった制度もあるわけですので、そういったことを活用していただいて頑張っていたきたいというように思います。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 消防団のことで、まだきっちりと政策決定の上、議会にもお諮りをしていない状況でございますけれども、基本的な考え方だけ再度説明をいたしたいと思っております。

御案内のとおり、それぞれ各支団におきまして、非常に状況がまちまちでございます。例えば、部においては3人を割っているような部もございますので、その部をどうしていくかという問題でございます。いわゆる部イコール自治会という考え方もございますので、そこにはやはり自治会等の考え方、自治会の補助的なものを

勘案をして、最終決定に至るべきかなという思いもいたしておるところでございます。

一つには、部については、これからのことを考えると、少し危惧をやはり持つべきかな、分団として考えていくべきかなという声も上がっていることも事実でございます。しかしながら、申し上げましたように自治会との調整がございますので、基本的な考え方をまとめまして、担当委員会についても議論をお願いしたいという準備をいたしておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 予算の段階の考え方の部分を含めてでもありますが、提案の25ページの歳出の部分であります。給食施設改修工事費のところ、地方債の減額、あるいは一般財源の減額、先ほど申し上げたとおり、これにつきましては、給食センター、特に山崎、一宮の空調設備に係る工事費の入札減、これに伴う減額でありまして、これにつきましては、機能集積にかかわらずという考え方の中で工事をさせていただいた、その分の整理であります。

なお、また5ページの繰越明許費補正につきましては、これにつきましては、先ほど申し上げたとおり、昨年度いろいろ協議を重ねてまいりましたが、なかなかそのことに至らずと、こういうことでありまして、その関係について繰越明許させていただいて、引き続き機能集積にかかわる理解を求めていきたいと、こういう考え方の予算の計上でありますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 繰越明許費の補正の変更で中学校費、一宮北中学校校舎等改築事業で増額の繰越明許の補正がされておりますけれども、この原因等とか、なぜこういう繰越明許の増額になったのか、御説明をお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） ただいまの御質問であります。これにつきましては、いろいろ当初から予定をしておりました分につきましては、実行の段階含めまして一部工事の、当初の予想しておりました部分から、かなり充足するということが含めまして建築をさせていただきたい、そういう観点の中で繰越の部分で増額をさせていただいております。

なお、また3月議会等でも繰り越しをさせていただいておりますが、あわせてその分を含めまして、当初より本年度へ繰り越しさせていただいて、その校舎建築

について充足をさせていただきたいと、こういう考え方でしております。なお、また財源については、ここに掲載しているとおりであります。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） あと具体的にどういった部分が繰り越しになったのかどうか、再度具体的な説明をお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 具体的ということでもありますので、事業の中身のことだとこのように理解させていただいて、そのように答弁させていただきたいと思います。

当初、いろいろこれまでも議会の中でも御説明申し上げておりましたとおり、3階建ての中で光を採る部分、あるいは玄関部分等々含めて、いろいろ計画を立てておりましたが、そういったものについても、より安全快適な部分という考え方で、校舎全体について環境に配慮した部分について、この部分増額を含めてさせていただいております。したがって、具体的にどこということのは後刻また議長と相談させていただいて、提出させていただきたいとこのように思います。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 環境に配慮したということで、途中、設計変更がなされたというように理解していいわけですか。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 当初から、設計変更ではなしに財源的な部分で変更させていただいたとこのように思います。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） この一般会計15ページの歳入の欄なんですが、これ委員会だったら所属しておりましたら、そこで聞けばわかることなんですが、どうもこれ増額になっておることやし、ささいなことなんで聞かんとこかなと思ったんやけど、どうもこの帳面の仕方が気色が悪いんでお尋ねしますが、自動車取得税交付金、これは恐らく交付金の内容が変わってですね、当初予算は7,840万円だったのが実質226万5,000円増えて、8,066万5,000円になったとこういう説明なんですよね、かいつまんで言えば。それが、1では、自動車取得税交付金になり、2にですね、旧法による自動車取得税交付金750万円、そして、補正額減額が7

50万円と0とこういうことになって、結果的には226万5,000円増えたという説明がなぜこういうややこしいことになるのか。通常の我々の複式の帳面からいうと、こういうような表記の仕方なんていうのは考えられないんで、これどういうことなんかなど。しかし、結局は当初予算の7,800万円が二百何十万円か新しい交付規定に基づいて増えたと、8,000万円になったんですよ、増額ですよとこういうように理解はするんですがね。何でこういうことになるのか。ここに出てくるとなるんですかね、規定があるんですかね、そういう。まあ聞いても聞かんでもええような話ですけども、どうも黙っているとどうもすっきりしないんで、お尋ねしたい。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 15ページの自動車取得税交付金のこの件でございますが、1点目につきましては、まず、この法律が平成21年4月から、いわゆる特定財源から目的税から普通税に変えるという大きな政権交代による変更がございました。したがって、旧法と申し上げておりますのは、目的税、道路財源として使う目的税としての旧の法律がございました。道路延長によりまして、配分されたものが道路経費に使うという目的があった分、この平成21年3月分の精算が国からの指定で約10%程度来るんじゃないかなという指示がございまして、平成21年度の当初予算に精算分750万円を計上をしておったわけでございます。

しかしながら、その後の確定によりまして、精算はその想定内で済んだということで、精算額は無いという結果になっております。したがって、旧法によりまして交付金は全額減額いたしまして、結果として0になったと。また、本来の、本則の普通税となりました取得税によりましては、いわゆる環境問題、いろんなことで非常に思ったより自動車の購入があったということで、その取得に対します交付金が970万円程度増えたということで、差し引き226万5,000円となっておりますが、これはあくまでも平成21年度分としては970万円増えたと、精算についてはあると思っていたものがなかったということでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） ということは、ここに書いてあるのは、旧法に基づく750万円と、変わるであろうという7,090万円足したものが当初予算であったと、7,840万円だったとこういうことなんで、旧法の部分は結局4月以降、いわゆる計上はしておったから、これは全額減額してゼロにしなけりゃ具合が悪いと、そう

いう表示であると、こういうことですか。

了解。

○議長（岡田初雄君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第11号議案から第12号議案までの2議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第11号議案から第12号議案までの2議案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第9 第13号議案～第14号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第9、第13号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から、第14号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第13号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、及び第14号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、第13号議案であります。先般、改正されました地方公務員の育児休業法が平成22年6月30日に施行されることから関係する条例の改正を行うものであります。

最初に、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の主な改正内容としては、3歳未満の子がいる職員が、その子を養育するために請求した場合に、時間外勤務を免除する制度を新設し、また、育児・介護を理由とする早出遅出勤務

への要件を緩和する改正をするものであります。

次に、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の主な改正内容としましては、職員の配偶者の就業・育児休業取得に関係なく、育児休業等が取得できることとなり、また、職員の子の出生の日から57日以内に育児休業を取得した場合は、特別な理由なく再度育児休業を取得することができるなど、育児休業を取得しやすくするものであります。

次に、第14号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、平成22年度国民健康保険事業特別会計予算につきまして、先の3月議会におきまして、医療費等の推計や国保加入者の所得状況の把握が困難であること、国県等の基礎数値や制度改正情報が未確定であることなどの理由から、当初予算につきましては、暫定的な予算として、6月議会において、国保税率の見直しとあわせて本格予算を上程することといたしておりました。

今回、医療費の推計や基礎数値等が、ほぼ確定したことに伴い、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護給付金分につきまして、それぞれ税率の基礎となる需要額の検討をする中で、後期高齢者支援金等分及び介護給付金分につきましては、対前年度と比較して減額となる見込みとなりましたので、全体的に税率を引き下げる方向で調整する一方、医療給付費分につきましては、医療費の伸びや景気低迷による国保加入者の所得の減少等により、本来であれば税率を引き上げざるを得ない状況となっております。しかしながら、国保加入者の多くが低所得者や所得の不安定な世帯であること。また、宍粟市の国保税は県下他市町と比較しても高額となっていることから、さらなる負担を国保加入者に求めることは困難であるとの判断から、医療給付費分の税総額を平成21年度並みとし、さらに税率改正を行うに当たっては、次の基本方針に沿って見直すことといたしました。

まず1点目は、税負担感の強い資産割の占める割合を引き下げること。

2点目は、低所得者に配慮して、医療給付費分の応益割を据え置くこと。

3点目は、独立採算制の基本原則の重要性は意識しながらも、税負担の増額抑制策として、他団体の状況も考慮する中で、一般会計からの新たな財政支援を行うことといたしております。

この一般会計からの財政支援の内容といたしましては、医療費増加に伴う影響分、景気低迷等による所得減少の影響分、資産割の軽減に伴う影響分、生活困窮等に対する減免措置分の4項目といたしております。総額で7,000万円の繰り入れを想定しております。

結果として、今回の税率改正におきましては、一般会計からの財政支援により、国保加入者の税負担の総額は平成21年度並みに抑制するものの、資産割の構成割合の引き下げ等により、世帯ごとに見ると、一定水準以上の所得のある世帯については負担増となりますが、国民健康保険における相互扶助の理念と現在の経済状況から、低所得者への配慮に重点を置いた見直しといたしております。御理解をいただきたいと思えます。

なお、今回の税率改正案につきましては、国民健康保険運営協議会に諮問をいたしまして、慎重に協議をしていただいたところであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 質疑も2件一括ですね。

○議長（岡田初雄君） はい。

○14番（岡前治生君） 育児休暇ということについて、最近、男性の育児休暇の取得ということが大分言われ出したんですけども、宍粟市の職員として男性職員の育児休暇がとりやすい雰囲気なり、そういうふうな工夫はされておるのかなという点がまず1点と、それと、特にこういう条例があったとしても、総合病院の看護師さんや、あと女性の医師がおられたりとか、あといろんな技師さんがおられると思うんですけども、実際患者さん相手の仕事ですから、例えば、救急があったりとかそんなことすれば、時間外をしないというふうなことがここではうたったとしても、現実問題そこからは抜けないとかいうふうなことがあろうかと思うんですね。それで、これも一つの懸案やとは思いますが、例えば、今も看護師不足というのは、ずっと総合病院続いておりますし、病院内にそういう保育所を設けるとか、こういう、要は育児に参加しやすい環境を整えていこうということが、今回の趣旨でありますから、そういうことも含めて検討することをしていかないと、なかなかいい条例ができて実際に生きていかないんじゃないかなというふうに思いますけど、その点いかがでしょうか。

それと、国保税の関係でありますけれども、国保税についてはいろんな議論があって、私、今回補正予算見て、今まで繰り返し要求してきた、いわゆるルール分以外の一般会計の繰入金で7,000万円入れられておる補正予算を見て、市長の英断

だったと思います。その金額については、またいろいろ議論があるところでありませうけれども、一般会計からの繰り入れ、宍粟市になってから何回繰り返し求めても、いわゆる社会保険やとか共済に入っている人と比較した場合、国保だけに一般会計を導入する、お金を入れるのは不公平だというふうなことがずっと言い続けられてきました。

私は、この間もいろいろとその点については申し上げてきたんですけれども、私はまず、その点がほんまに果たしてそうなのかどうか、そういう点で資料を是非出していきたいと思うんですけれども、例えば、国保加入者の年齢層、実際20代が何人とか、30代が何人とかいうふうにはつかんでおられると思うんですよね。そういう部分の資料を是非出していきたいのと、いわゆる仕事を定年退職されて、60歳で定年退職された方が国保に入られて、どの程度国保に入られておられるのか。そして、年金をもらえるようになった65歳になってから、国保にどの程度入っておられるのか。そのあたりのところも一度しっかりと正確な数字を出していきたい。それは、なぜかと言うと、前も繰り返し言いましたように、人である以上、現役で働いているときは社会保険、いわゆる会社に勤めておられる方は健康保険、ここにおられる公務員の方は共済組合に入っておられてできるんですけども、それを定年退職なりされたら国民健康保険に入る人が圧倒的なんですよね。ですから、それは一般会計からお金を入れても、ひとつも国保に対しての優遇措置には当たらないというふうなことを、私はずっと自分の持論として持っておるんですけれども、私はその数字を出していただければ、その十分裏づけになるんじゃないかなというふうに思っております。ですから、その数字を出してください。

それと、以前も言いましたけれども、私は資産割というのが、一つすごい国保税の中において大変厄介、厄介と言ったら言葉は悪いですがけれども、滞納が減らない一つの理由になっているんじゃないかなと思います。今日も調べてみたんですけれども、平成20年度の結局固定資産税全体で3億999万円ということなんです、住民税の中で固定資産税の滞納が3億で、個人住民税の倍以上あるわけですよね。その滞納の多い固定資産税に対して資産割を掛けたら、当然滞納が増えるのは当たり前だと思うんですけれども、そういう点で、前には約半数ぐらいが資産割がかからない世帯だというふうに聞いておったんですけれども、今現在、資産割のかからない世帯というのはどの程度あるのか。いくら資産があっても、今のような経済状況の中で現金収入が減ったら、家を少しずつ売って、切り売りして払うということではできませんから、ですから、前にも言ったように、思い切って資産割というふうな

ところは見直すべきじゃないかということで、今回、一定は見直しはされて少なくともなるようでありますけれども、もっと思い切った見直しが必要やったんじゃないかなと思いますので、そのあたり資産割がかかっていない世帯というのは、実際の程度あるのか、再度お聞かせください。

それと、今回の国保税の応能・応益の割合、今まで長いこと50%、50%ということが押し付けられてきていて、そのために大変低所得者に大きな負担感があって、それも国保税の滞納の大きな一つの要因でありました。今回は、このことが取り払われてということなんですけれども、今回の税率改正で応能・応益割はそれぞれ何%、何%になる試算になっているのか、その点お聞かせください。

それと、委員会の中の資料に出てきておりましたけれども、国民健康保険の特別会計というのは、独立した経営を行う、わざわざ下に棒線を引いて強調してあったんですけれども、独立した経営を行うというのは、何を根拠にこういうことを言われているのか、私が今回初めてルール以外の一般会計からの繰入金が入るようになったように、あくまで国保加入の方が支払いやすい保険料にするためには、財政支援も当然であるということだと思いますし、何を根拠に独立した経営を行うというのが出てきたのかですね、まるで一般会計からお金を入れることが悪であるかのようにもとれるようなね、こんなことを一般的に言われるから、そういうふうになるわけで、どういう、何を根拠にこういう言葉が出てきたのか、その点お聞かせいただきたいと思います。

それと、今回資料の中では、47.6%、約半数の人が国保税引き下げになりますよと書いてあります。これはこれで大変すばらしいことでもありますけれども、前から繰り返し申し上げておりますように、今現在の国保の水準というのが大変高い、それでわざわざ委員会に出された資料の中にも、宍粟市の国保は兵庫県で4番目に高いんですよというふうなことが、御丁寧に書かれておりましたけれども、そういうことからいっても、半数の人が下がるのは大変ありがたいんですけれども、私は、やっぱり100%の方が下がる、そういう今回の税率改正にすべきじゃなかったのかなというふうなことを思うんですけれども、その点お聞かせ願いたい。

それと、最後に、今回国保運営協議会の案内がされておりました。前は、私がホームページの中でたまたま見て運営協議会の傍聴をさせていただいたんですけれども、今回はそういうふうなあれがありませんでした。国保運営協議会での議事録がもしまとまっておったら、次の委員会までに出していただきたいと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 病院の関係につきましては、今いろんな改革を行っているわけですが、その一つの中に地域医療を守るということにつきましては、病院だけでもなかなか難しい、行政だけでも難しいということで、いろんな分野から運営委員さんといいますか、そういった方も含めていろいろやっということうことで、ただいま人選をして出発をしようとするところであります。そういう中で、今おっしゃったことについてもまた検討を加えていけたらというふうに思っております。

それから、また一方では、社協との協働の中でボランティアの案内をする方だとか、あるいは、障害者に対して支援をする、そういうグループも生まれてきているところであります。そういうことの中で、病院経営というのは非常に難しいものがあるわけですが、議員もひとつ御協力をいただきたいというふうに思います。

それから、独立採算制というのは、これはどの保険の団体にしましても同じことであります。これは加入している人たちが全体で運営をしていこうということですから、独立採算制というのは、これは原則であるということには間違いはないというふうに思っております。しかしながら、現在の経済情勢、あるいは日本の国が歩んできた状況の中で、国保にしわ寄せが来ているとこういうことであります。そういうことから今、国においても保険の一本化とかいった論議がされていることは、御案内のとおりであります。

それから、次に、全体が下がるべきだというお考えですが、できるだけそういうふうに、できればこれにこしたことはないわけですが、医療費が四、五%上がっているわけだす。これは、それに加入している人たちがかかって、それに要った費用でありますから、これにつきましてはそういったことと、それから軽減措置ということとは、ある程度にらみ合わせながら考えていかなければ、全部下げて下げてということになれば、幾らお金があっても足りないわけだすので、その点は御理解をいただきたいと思います。

それから、資料につきましては、どういう階層があって、何%がその階層に当てはまっているかという、こういう資料は以前にお渡ししたと思います。またお調べをいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 資料につきましては、また再度委員会で提出させていただきます。ちなみに、2号の被保険者40歳から64歳までの方なんですけど

も、本年度平成22年度推計しております4,700人程度で、大体内訳としまして38%ぐらいになると思うんです。詳しい年齢階層等の加入状況につきましては、委員会の方で提出をさせていただきます。

それと、議事録の関係、これにつきましても委員会の方でまた出させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） まず最初に、育児休暇関係、子育ての関係でございますが、宍粟市で推進を図っているのかということでございます。これは、なかなか市民の方からの公務員に対する厳しい目線もございまして、ささゆりプランを作成する中で、定期的に推進は行っております。現在のところ男性職員で長期の育児休暇をとったものはございません。ただ、出産時の関係でございますとか、そういうようなものについては、優先的にとるように指導いたしております。また、そういったアンケートもとりまして、推進を行っております、ホームページに公表いたしておりますので、また一度御覧をいただきたいと思っております。

それと、国保税の資産割の関係でございますが、私ども調べておるところでは、県下平均5%弱、4.9%程度になっております。その動向を受けまして、市長の方針もありまして、いわゆる5%に近づけたいということで税率改正を検討したわけでございますが、一度に応能割の中の資産割を5%にいたしますと、所得割に大きく偏重いたします。そういった関係で今年度は7.5%、中間的な取り扱いをしたということで資産割に対する課税が、なかなか納税がしていただけないという実態はある程度把握しているつもりでございますので、御理解を願いたいと思っております。

ちなみに、現在のところの資産の応能・応益割は、応益割につきまして47%、応能割が53%になろうというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 先ほど質問した中で、答弁がなかったのが、いわゆる定年退職者で60歳で退職された方、引き続き働かれて社保に入られる方もあると思うんですけれども、それと65歳になられた方が全体として国保にどの程度入っておられるかですね。やっぱり先ほど言ったように、この傾向がどういうふうなことであるかによって、やっぱりその一般会計から繰り入れるということがいかに妥当性があるのか、別に不自然なことでも何でもないとことなのかということがね、一目瞭然でわかりますので、その点は一度正確な資料を出してください。

それと、その資産割についてでありますけれども、その国保加入者の中で資産割のかかっていない世帯、全加入者が何世帯あって全体として資産割のかかっていない世帯というのは何世帯あるのか、その点一番最新の数字を教えてください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 詳しい資料は、また委員会で提出させていただきます。退職被保険者として加入、22年度予定しておりますが、725人で6%ぐらいを予定というか、見込んでおります。詳しい資料につきましては、委員会でまたお願いします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 資産割の具体的な世帯数、現在試算中でございます、手元ございません。委員会で報告したいと思います。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 私の方から、総務常任委員会に所属してますから、国民健康保険に対してのことは、後でまた、この前も合同委員会がありまして、いろいろと審議させていただいて、そのメンバーです。また、今回もそうなるわけなんですけど、市長の基本的な一般会計から国民健康保険に今回保険料の補てんをするということに踏み切られました。市長は我々いろんな意見、議員は代表させていただいてこう出ているわけなんですけど、その意見を聞いてやられたんか、また、市長はずっと今までこの1年間市政を預かってこられて、もういよいよ一般会計から導入せなだめなんだということになられたんかと。

それと、この一般会計から導入するということは、ずっと市長としては続けられるのかどうか、そこを2点お聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） このことにつきましては、宍粟市はいろんなものが高いということは、市民の皆さんよく聞いているわけですし、議員もそのことはよくお聞きになったのではないかなと思います。そういうことからということと、もう一つは、やっぱり経済情勢、そういったことも踏まえていかなきゃならないと。ずっと続けるか続けないかということは、先ほど申し上げたとおり、原則は独立採算ということには変わらないわけでありまして。それと、その理由については、先ほど提案理由の中で説明したとおりであります。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 私は、兵庫県の各市の一般会計から国保へ導入しているそれを調べさせてもらいまして、一番多いときで1年間に5億7,000万円補てんしているところがあります。これはもう50万人以上の人口を抱えている、いわゆる大都市です。ここらのところでは、年に360万円とかいう低額なことを導入しています。今回7,000万円という、一般会計からの導入をされますけど、市長はその7,000万円にされる根拠というんですか、そこらのとこをどのように捉えておられますか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 根拠につきましては、先ほど4点ほど述べたとおりであります。具体的な数字は総務部長から申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 方針は、市長が申されたとおりでございまして、積算根拠につきましては、まず、1点目には、医療費が約4%伸びております。この4%伸びた分を今もかなり高い位置にあるのをそれ以上伸ばすことにはあまり適切ではないということで、医療費の約3分の2の額は、国・県また交付金等で補てんされます。残りの3分の1を税でもって負担を願うというルールになってございまして、その3分の1の相当額が約4,000万円、それから景気低迷によりまして、所得が約5%落ち込んでおります。所得が落ち込んだ分で税額を確保しようと思えば税率が上がってまいります。その税率の上がる分を補てんをしようということで、所得に対します5%の減少分、この分の額を補てんをするということで、約1,700万円。それと資産割額、さっき申しましたように、5%が望ましいんでございますが、一気に5%できないということで、7.5%にとどめております。その2.5パーセント分の資産割額、これをいきなり所得には加算できないということで、それが約1,000万円と。残り生活困窮等によりまして、減免措置を講じる分、これは福祉の関係の考え方でございまして、税に反映さすことは好ましくないということで、約300万円ということで、トータル7,000万円の積算によって、一般会計予算を計上したところでございます。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 市長ね、要するに、今言われているように経済が本当にこういうふうに疲弊しています。そんな中で、市民の人ほどの保険に加入したらいいかということで、この間も二人も私の方へ国民健康保険から違う社会保険、いろんな保険がありますけども、そちらへ変わられた人、またよく理解というのか、されて

いる方は国民健康保険に変わりましたという意見がありました。だから、本当に大変なことは大変なんですけど、先ほどの市長言われましたように、何でもかんでもやっていったら大変な状態になるねんということは言われました。それと、先ほどからずっと議論ありますように、要するに47万円から50万円になりますね。それ以上の人がおられます。それ以上の人も本当に寝んと仕事して、その保険料、また税金を納めておられます。そんな中で、そんな人も病気になったり、いろいろとしております。だから、そういうこともよく本当にバランスを考えてね、やっていただきたいのと、今後本当に平成23年度、24年度にそういうことがずっと繰り返されるのかどうかという、ちょっと気がかりな面があります。そういうことで、よく本当に精査していただいて、バランスのとれた方向に持って行ってもらいたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほど申し上げましたような考えでやりますので、ずっと継続するとかでなしに、原則はやっぱり独立採算と。そういう中で、その時折を見ながら柔軟に対応していきたいと。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第13号議案から第14号議案までの2議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第13号議案から第14号議案までの2議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第10 第15号議案～第16号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第10、第15号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）から、第16号議案、平成22年度宍粟市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第15号議案及び第16号議案の補正予算の2議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、第15号議案、宍粟市一般活計補正予算（第1号）につきましては、補正の総額で3億8,822万円を増額し、補正後の総額を229億4,822万円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、国県支出金において、国民健康保険税軽減措置に係る国・県の基盤安定負担金の精査を行うとともに、地域介護拠点整備費県補助金を追加しております。

市債につきましては、県庁舎購入等整備事業に合併特例債を充当し、その他歳出財源として平成21年度繰越金を充当いたしております。

次に、歳出につきましては、総務費で県庁舎購入に係る財産取得費及び庁舎改修費を計上しており、民生費では、保険料軽減措置等に係る一般会計繰出金の精査及び国保医療費の増加等に対する保険税相当分の軽減を図るため、繰出金を増額補正するとともに、地域介護拠点整備費補助金を追加いたしております。

商工費では、企業立地促進計画を策定するため、各関係費目に補正予算措置を講じ、教育費では、中学校駐車場整備を主目的とした用地購入費及び整備費を計上いたしております。

続きまして、第16号議案、平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、提案理由の説明を申し上げます。

歳入では、所得等の確定及び税率改正による国保税の精査を行うとともに、国県支出金及び交付金につきまして、医療費等の精査により、それぞれ所要額の予算措置を講じ、老人保健拠出金の確定により生じた21年度繰越金を歳出財源といたしております。また、保険料軽減措置等に係る一般会計繰入金の精査を行うとともに、医療費の増加に対する保険税相当分の軽減や所得減少による税収の影響分等に対する一般会計繰入金を補正計上いたしております。

次に、歳出では、療養給付費、高額療養費等の保険給付費の精査を行い、後期高齢者支援金、老人保健拠出金等の所要額の確定等により、それぞれ補正予算措置を講じております。また、一般及び退職者療養給付費交付金の過年度精算による増額補正を行い、補正額は歳入歳出それぞれ6,455万6,000円を増額し、補正後の総額を43億2,799万8,000円といたしております。

以上、一括して説明を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 地域介護拠点整備費補助金も新しい事業だと思いますので、ちょっとこの事業内容等について説明を求めます。

それと、教育費のところ、駐車場整備工事費とか学校用地購入費等が計上されておりますので、この点につきましても具体的な学校等も含めて説明をお願いいたします。

それから、第16号議案もですか。国保の関係。

○議長（岡田初雄君） はい。

○15番（山根 昇君） 国保の関係では、私ども法定分以外の一般会計の繰り入れは、合併後の宍粟市になりまして、一貫して私ども日本共産党議員団は主張してまいりました。予算、決算等におきましても、そうしたことを主張して、反対した経緯があり、やっと新しい田路市長になりまして、法定分以外の一般会計の繰り入れが実現したということについては、大変喜んでおられるところでございますけれども、じゃあ、具体的に40数%の方々が保険料の軽減になるというふうに言われておりますので、1世帯当たりで何ぼぐらいの軽減になるのか。1人当たりで何ぼぐらいの軽減になる見込みをされているのかどうか、具体的に説明を求めます。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） それでは説明いたします。

地域介護の拠点整備費の補助金ということで上げております。これにつきましては、認知症の高齢者グループホーム、地域密着型です。分でありまして、1ユニット9床分、これを募集をかけまして、これを整備するものであります。一応、選定委員会等で選定しまして、グループホーム「まどか苑」さんに1ユニット9床分を増設という形に予定をしております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 歳出14ページの学校施設整備関係の具体的ことありますので、私の方から御答弁をさせていただきたいと思っております。

この該当の財産につきましては、波賀町安賀宮ノ前242番7ということであり

まして、波賀中学校の用地として購入したいと、こういうことであります。当該財産につきましては、宅地でありまして574平米の面積があるものでございます。所有者は兵庫県でありまして、管理は県公営企業管理者が管理をしていると、そういう用地であり、官舎としてもその用地を利用されておりまして、2棟の官舎が建っておりまして、こういう状況の用地であります。県の方が平成21年度でその官舎の事業廃止をされ、市への売却打診等々があったところでありまして、市としても教育財産として活用を目途に、これまで昨年来企業庁との協議を行ってきた経緯がございます。もとより、その該当の用地につきましては、波賀中学校並びにメープル福祉センター等々、公共施設の中で現在市民に多く利用されているわけでありまして、その隣等々の隣接地、あるいは周辺地の、先ほど申し上げましたように、公共施設が多いこういう観点で、まず市に打診をいただいたとこのように感じております。県もそうでありまして、市もかねてより非常に厳しい財政状況の中から、できるだけ安価に、こういうふうなことの交渉の中で、最終的に4月26日に合意をし、このように今回の補正で計上させていただいていると、こういうように思っております。今後については、学校用地として利活用を図ってまいりたいとこのように思っております。したがって、その公有財産購入費として333万円、それに伴う駐車場等の整備工事として、工事請負費580万円、計その額を今回補正計上させていただいたと、このようなことであります。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 国保の今回ので幾らの軽減になるかということですが、細かい積算は現在中ですが、試算の段階では1人当たり5,800円、1世帯当たり1万1,500円程度の軽減措置になるというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） 県の庁舎の買い取りという予算が計上されたようですが、もともとこの庁舎は有効活用できるんじゃないかということで、庁舎建設に総合的に取り組む中において、その買い取り交渉を進めるべきだというのは大方の意見があったわけでありまして、しかし、そのときは県はこの施設は売らないと、買い取りは難しい。こういう当局の姿勢、答弁によって、県庁舎の、いわゆる取得というのは断念をしたという経緯があると。しかし、この期に及んでもともと隣接の地であり、活用すべきというのは本筋なんですけれども、またぞろ借金で県庁舎の

土地・建物を買収するという事について、市民に対して市長はどういう説明、説得をなさるか。これ非常に重要なポイントだとこのように思います。

しかも、余裕のある段階でなく、財政厳しいということのを常に口にしながら、本当に買収が必要なんだということのを市民に向けて説明、納得させるということのは、大変大切なことだと思われまので、この件について、この予算計上をされたその経緯、考え方、財政に対する取り組み、こういった問題を総合的に、もう少し丁寧に説明をなさる方がいいと思われまので、この点を質問したいと、こういうふうに思われま。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この件につきましては、私、就任当初から庁舎を取り壊せというのかという一般的な質問をいただいたりしたわけですが、私の考えとしてはあの建物も含めて総合的に計画を練るべきであるということのを申し上げてきたわけでありま。そういう中で、いろいろ見てみますと、保健福祉センターも非常に昔の建物で急階段で、障害者の方々にはなかなか上がりにくい、それから老朽化していると、こういう問題もございま。その他、いろんな総合的な福祉の部門、あるいはいろんな人権の部分、そういった総合的な相談業務でありまとか、市民が寄り添うような場所というの、庁舎もあるはあるんですが、なかなかこの間に合っていない。そういうことから、何とか有効活用をすべきであろうということの中で、就任しましてから県といろいろ交渉してきたわけでありま。単価とか交渉の経過につきましては、総務部長が申し上げますが、やっぱり県民、市民のためにあの庁舎は活かすべきであるという考えのもとで進めてきたところでありま。そういうことで、かなり相場価格から見ましても、そんな無理なものではないというふうに考えておりまし、ちょうど今の庁舎の敷地が国土交通省に売却する、一部してありますが、まだ売却するものもございま。そういったものを差し引きをして、県が合併特例債を認めてくれましたので、そういうことを差し引きいたしますと、変な言い方ですが、つりがくるような計算上はなるわけございまので、そういったことも御理解をいただきたいと思われま。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 基本的には市長が申されたとおりでございまますが、少し経過を申し上げます。

まず、この本庁舎の建設をいたしてございま平成20年の当初、これについては、県の方もこの兵庫県の山崎庁舎の利活用はされるというふう聞いてございま。

事務所そのものについては、この庁舎で賄うという方針で建設をしておったわけですが、県の新行政改革によりまして、平成20年の12月に、口頭ではございましたが、県よりそういった売却の打診がございまして、その後いろいろな検討を重ねてきたわけでございます。その中で、市長が判断をされましたのは、まず、事務所そのものへの活用は好ましくないと。ただ、先ほどありましたように老朽しております、いわゆる建て替えが必要だろうという保健センター等、これを改築するのと、この近郊に有効活用するのとの比較、それから、ばらばらである総合相談センター的なもの、これの核、そういったことから隣接する建物が一番望ましいという判断で金額的な交渉を行ってまいりました。

当初、建物のみで1億1,000万円、土地については3億相当の額の中で再々交渉を重ねまして、今現在予算に上げていますのは建物が8,190万円、土地が1億2,285万円ということで、時価相当に比べますと、特に土地は3分の1以下になるのではないかなというふうに思っております。

それと、財源的なものでございますが、これも市長からありましたように、まず合併特例債の適用にしようというのが1点。このことによりまして、将来の30%の一般財源の償還財源、これを含めると改修費も含めまして約1億円の一般財源が必要でございます。ただ、河川改修によりまして、この本庁舎の東側、約2,300平米程度が国交省に売却になります。この売却代金が1億3,000万円ということで、他の教育とか福祉の施策に影響を及ぼすようなことはないという判断が一つでございます。

それと、今後の利活用につきましては、やはり保健センター跡地、菅山振興会さんでお借りをしています借地料でございますとか、そういった経費も合併の効率化等も含めまして望めるという判断から今日に至っているわけでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） この県の用地、あるいは庁舎、これが隣接地であり、有効活用が図られることは望ましい。これは当初から市民誰も思っていることでございます。ただいまの市長の説明では老朽化した福祉センターも劣化していると、いろんな説明ありましたが、本当にそれで皆がそりゃそうだということになるのかと。時価より安い、結構なことでございます。県の打診が平成20年にあった。まだ建設の半ばでございます。本来的にあの土地を含めて本気で県と折衝すべきであったというのが一番の思いであります。その後、県が売りませんと言っていたこと

が売却に県の姿勢そのものが変わったのかどうかということが一つのポイントであろうと、こういうふうに思います。

それから、河川改修に伴う土地の買収の、市有地の買収資金、原資も入ると、こういうことなのですが、それはあくまで市民の財産をいわゆる河川改修のために売ると。その得た金をどう活用するかというのは、また新たな問題でございまして、そこに充てられるから安く買えるというような計算では、これは我々議会と、あるいは当局の間での話としては非常にわかりやすい。それは安いなどと、こういうことになるのだと思いますし、そうそう持ち出す金もなく、有利な特例債を使えることは結構なことやと、こういうことに話は多分落ちつくだろうと思います。

私自身も隣接地のあの土地が第三者の手に渡るといようなことは、決して好ましいことではございませんので、そら取得するということにおいては、これは反対するものではありません。しかしながら、結果的ににおいて、いわゆる市としては住民の思いからすれば、市の建物、いわゆる庁舎関連に関してはほんまに銭ないんかいやと。財政厳しいんかいやと。厳しい厳しい言いながら、自分たちの手元、足元だけを自由気ままに使うとん違うかと。そういうことを何でもう少ししっかりと踏まえなかったんだという批判に対してどう答えるかというのは、これは大変重いものがあります。安いから買い得だということではなかなか納得はしてもらいにくいところがありますんでね、ここのところをしっかりと、よほど腹を据えて御説明をなさる。予算をこうして提案をなされた以上は、やはり市長以下、当局の皆さん方挙げて、その部分をしっかりと説明できる、納得をしてもらえる腹構えが必要だと。ましてや前議会のことでございましたんで、建設委員会ももう現実にはありませんけども、そんなことはもう二、三年たてばわかることやったということを言われては、我々としても立つ瀬がない。そういう意味でこの部分の説明は、安いから買いましたということで安直に済ますわけにはいかないと思いますので、篤とこの点については要望をしたいと、このように思います。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。先ほどの岩路議員の続きのような話になりますけれども、県庁舎を買われる予算計上されるに当たって、委員会の資料でも出ておりましたけれども、もっと詳しい資料ですね、他市町での県との関係で売買事例というのが相当数あるんじゃないかなと思うんですけれども、今回の売買の2億6,000万円でしたか、が妥当な金額であるというふうなことがわかるような売買事

例がありましたら、委員会に是非出していただきたい。

それとあわせて、今も議論の中にありましたけれども、県の庁舎を買ってどう利用していくのか。その点がやっぱり市民にとっては一番の大きな関心事であって、その点が一番大事だと思うんです。そういう点では予算を計上されたのですから、委員会では、まだ検討中だというふうなことではなくて、きちっとした利用計画をぜひ出していただきたいというふうに思います。

それと、国保の補正予算の関係で、前回のが暫定予算と言われればそれまでかもしれないけれども、例えば歳入で前期高齢者交付金が2億1,000万円、それと歳出の方で保険財政共同安定化事業交付金が6,000万円とかいうふうなことで、大変大きな金額が動いているんですよね。それと、前年度の繰越金が1億8,499万円あって、そのうち予算計上してあるのは医療費の返還金として5,643万円で差し引き1億2,856万円は22年度の国保財政に充てられておると、一般財源としてということになるかと思うんですけれども、なぜあまりにも暫定予算とはいえ、金額が大き過ぎましたし、もしこの繰越金とかがなかったら、とても7,000万円の繰り入れでは済んでなかったんじゃないかなということも思いますので、そのあたりの詳しい事情がなぜこういうふうなことになったのか、わかりましたら説明願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 議員の皆さんにお諮りします。

もう間もなく12時になりますが、このまま会議を続行いたします。

答弁を求めます。

総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 最初に、県庁舎の関係でお答えを申し上げます。

まず、県の財産の他市町の実例等の資料でございますが、これはあくまでも県の情報でございますので、県当局に確認する中で可能であれば、またお示しをしたいと思います。

それと、利用計画を検討しております。当然、総務文教常任委員会の委員長にも一番大切なのは使用目的、必要性だということも十分聞いております。その中で、現在検討中と言っておりますが、やはり予算を通していただいて、購入をした中でないと決定というわけにはいきませんので、いわゆるそれに向かって検討いたしております。また、お示しをしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 予算の関係ですけれども、前回の分、3月の分は暫定

予算ということで見込んでおりました。それ以降に医療費等の精査をする中で、それから金額の確定したものは確定したもので精査し直した結果がこういう状況になっております。詳しくはまた委員会等でも御説明を申し上げたいと思っておりますけれども、精査する中で今回提案をしております。よろしくお願ひします。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） これ民生の委員会で詳しく説明していただけたらいいと思うんですけども、ちょっと常識的に考えても、例えば前期高齢者交付金が2億1,043万円減ったりとか、保険財政共同安定化事業交付金が6,000万円とかいうふうな部分ね、繰越金については年度末の決算の結果によって動くものですから、いいですけども、今言われたような格好で制度が動いたのであれば、それはわかりますけれども、当初の見積もりミスみたいなものがあったのではないかなというふうな疑いも持たざるを得ないような、ちょっとあまりにも大きな数字の動き方なんです、その点だけ再度御説明願えますか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 精査する中なんで、また詳しくは委員会の方で説明をさせていただきます。

○議長（岡田初雄君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第15号議案から第16号議案までの2議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第15号議案から第16号議案までの2議案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第11 請願第1号

○議長（岡田初雄君） 日程第11、請願第1号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願を議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 請願書、平成22年5月25日、宍粟市議会議長 岡田初雄様。

請願団体、住所 宍粟市山崎町山崎17番地。団体名 兵庫県教職員組合宍粟支部。代表者名 支部長 眞島弘行。紹介議員 大倉澄子でございます。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について。

<請願趣旨・理由>

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっています。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。

日本の小中学校で、31人以上の学級に在籍する児童生徒の割合は、文科省調査によれば小学校54%、中学校82%となっています。子どもたちは、様々な価値観や個性・ニーズを持っており、小1プロブレム・中1ギャップへの対応も必要となっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。保護者へのアンケートによると、「保護者が思う適正な一クラスの児童生徒数」は、30人：45.4%、25人：20.5%、20人：16.0%、35人：8.4%の順となっています。これは、日本の教育を考える10人委員会、07年保護者アンケートによります。

このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであり、国民の願いです。OECD諸国並みの教育環境を整備するために、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を30人以下とすべきです。

教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD諸国の中で日本はトルコについて下位から2番目となっております。GDPに占める教育費の割合：OECD平均4.9%、日本3.3%、OECDインディケータ－09年版によります。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じ

る必要があります。こうした観点から、2011年度政府への概算要求に向けて下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。

記

1. 昨年行われた総選挙の際の各党のマニフェストや政策集に位置づいている、少数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 大倉澄子議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑はないようでございます。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

請願第1号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

請願第1号は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月10日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 0時10分 散会）